

市民経済委員会審査日程表

日時 令和 8 年 9 月 3 日（木）

本会議休憩中開議

場所 第 3 ・ 4 委員会室

第 1 議案第 5 9 号 流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 議案第 6 0 号 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 平成5年6月30日条例第22号 (登録申請の審査) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第18条の3第1項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するなど、当該認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。 (代理人による申請) 第12条 施行規則第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第8条及び第11条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。	○流山市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 平成5年6月30日条例第22号 (登録申請の審査) 第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請をした者が当該申請に係る認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第21条第2項の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項と照合するなど、当該認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査しなければならない。 (代理人による申請) 第12条 施行規則第19条第1項第1号トの規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 前項の場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするもの」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとするものの代理人」と、第4条中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第8条及び第11条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えて適用するものとする。

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について（先議分）

資料 1（議案第 60 号）
R8.9.3
令和 8 年第 3 回定例会
市民経済委員会 説明資料

1 改正の事由・背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号。以下「一部改正法」という。）による廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

環境省は、金属やプラスチック等の保管又は再生を行うスクラップヤードの一部において、騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等といった生活環境保全上の問題をはじめ、不適正なスクラップヤードを経由した金属資源等の海外流出を問題視している。また、災害廃棄物を適正、円滑かつ迅速に処理することは、被災者の生活環境や公衆衛生の悪化を防止し、被災地の速やかな復旧・復興のためにも重要であり、令和 6 年能登半島地震等の災害対応において得られた教訓等を踏まえ、平時からの備えと地方公共団体への支援体制の強化が必要となっている。

これらの現状を踏まえ、主にスクラップヤードへの規制強化及び災害廃棄物の処理の推進に係る措置を講じるため、令和 8 年 6 月 1 9 日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたところである。

当該改正による改正部分のうち、法第 6 条の 2 第 3 項及び同条第 5 項が新設されたことによる条ずれが法に生じたが、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 6 年流山市条例第 1 2 号。以下「条例」という。）第 2 2 条において、法第 6 条の 2 第 5 項を引用し、事業系一般廃棄物の運搬等の指示について規定しているため、**当該条ずれの影響を受ける条例を改正する必要性が生じたものである。**

2 改正内容

条例第 2 2 条において引用する法第 6 条の 2 第 5 項が、一部改正法では第 6 条の 2 第 7 項となることに伴い、所要の改正を行うものである。

3 新旧対象表

改正後	改正前
第22条 法第 6 条の 2 第 7 項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1 日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。	第22条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定により運搬すべき場所及びその運搬の方法を指示することができる多量の事業系一般廃棄物は、1 日の平均排出量が10キログラム以上のものとする。

4 施行期日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 4 3 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日

5 備考

当該改正は引用元の法令との整合性が保つたためのものであることから、改正に伴う制度の変更等はない。